

D&B Hoovers 利用約款

2020年3月30日改定

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

1. 本約款は、当社がD&Bから許諾を受けて利用者に本サービス等の提供及び利用許諾をするにあたり、必要となる事項を定めるものです。利用契約は、本約款の定めにより、その内容が規律されるものとします。
2. 本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、当社は、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することができるものとします。本約款を変更する場合は、本約款を変更する旨、変更後の約款の内容及び変更後の約款の効力発生時期を当社のウェブサイトで利用者が知り得る状態に置か又は利用者に通知します。
2. 前項の規定により本約款を変更した場合は、利用契約の成立時期にかかわらず(変更後の約款の効力発生時期の前に成立した利用契約を含みます)、最新版の約款を適用するものとします。

第3条 (用語の定義)

本約款で使用する主な用語の定義は、次に掲げる通りとします。

(1) 本約款

このD&B Hoovers 利用約款をいい、別記(別記には利用規約を含みません。以下同じ)及び利用規約を含みます。

(2) 利用規約

次のアドレスのウェブサイトに掲載された利用規約をいいます。

<http://www.hoovers.com/terms-conditions.html>

<http://www.dnb.com/utility-pages/terms-of-use.html>

(3) 利用契約

本サービス等の提供及び利用許諾に関する契約をいいます。

(4) 当社

株式会社東京商工リサーチをいいます。

(5) D&B

米国法人 Dun & Bradstreet International, Ltd 並びにその関連会社、業務提携先及び業務委託先をいいます。

(6) 当社ら

当社及びD&Bをいいます。

(7) 利用者

当社との間で利用契約が成立している者をいいます。

(8) 本サービス

D&B Hoovers のサービス名で提供する、当社らのコンピュータ(当社らが許諾を受けて利用する第三者の

コンピュータを含みます)にある本データをオンラインにより当社所定のウェブサイトを通じて提供する一連のサービスをいい、本データそのものは含みません。

(9) 本データ

本サービスを通じて提供する企業に関する情報等の商品(当社らが第三者から許諾を受けて提供する当該第三者の商品を含みます)を構成する文章、数値、図表その他一切の情報をいいます。

(10) 本サービス等

本サービス及び本データをいいます。

(11) 本データライセンス

利用契約及び本約款の規定に基づく本データを利用する権利をいいます。

(12) 複製等

複製(電磁的記録によるものを含みます)、翻訳、翻案、転載その他これらに類する行為をいいます。

(13) 情報主体

本データに収録された者(法人又は個人等の別を問いません)をいいます。

(14) コンタクト情報

D&Bが収集、蓄積する専門的情報で、ビジネスの観点における個人の氏名、役職、仕事上の電話番号やFAX番号、無線デバイス、電子メールアドレス、ソーシャルメディア上のハンドルネーム、実際の住所などが含まれますが、これに限定されません。なお、利用約款で規定される「本データ」の定義にはコンタクト情報が含まれます。

(15) プライバシー原則

アメリカ合衆国商務省と欧州委員会で設定されたプライバシー原則をいい、次のアドレスのウェブサイトに掲載されています。

<https://www.privacyshield.gov>

(16) 当社のウェブサイト

<https://www.tsr-net.co.jp/>及びその下位のディレクトリ並びにその後継となる他のドメインのウェブサイト又は本サービスのウェブサイトをいいます。

第2章 利用契約の成立等

第4条 (申込み)

利用契約の申込みは、当社所定の方法によるものとします。

第5条 (審査)

1. 当社は、利用契約の申込みがあった場合には、当該申込みを審査することができるものとします。なお、当社は、当該申込みをした者に対し、審査基準を開示する義務を負いません。
2. 当社は、審査の結果、利用契約の申込みを承諾しないことができるものとします。承諾しない場合は、その旨を、申込みをした者に対して通知しますが、理由を開示する義務を負いません。

第6条（利用契約の成立）

利用契約は、当社が申込みをした者に対し、本サービスで使用するID及びパスワードを設定するためのアクセスコードが記載又は記録された書面又は電磁的記録（以下「利用開始通知書等」といいます）を付与した時に成立するものとします。

第3章 利用許諾等

第7条（利用許諾）

1. 当社は、利用者に対し、利用契約及び本約款の規定に基づき、本サービス等の利用を許諾します。
2. 前項の規定による本サービス等の利用許諾は非独占的なものであり、当社らは、利用者の承諾を得ることなく、第三者に対しても本サービス等の利用を許諾することができるものとします。

第8条（著作権等）

1. 本サービス等の著作権及びその他の知的財産権（以下「著作権等」といいます）は、当社らに対して著作権等の利用又は実施を許諾した者（以下「原権利者」といいます）に帰属します。
2. 利用契約は、当社が利用者に対し、利用契約及び本約款の規定に基づく本サービス等を利用する権利の範囲を超えて本サービス等の著作権等を譲渡し、貸し付け、担保に供するなど処分するものではありません。
3. 利用者は、当社に対し、本サービス等を利用するために利用者が使用するハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等が、本サービス等の利用に際して、第三者の著作権等を侵害しないことを保証するものとします。

第9条（D&Bに対する利用者情報の提供）

1. 利用者は、利用契約の契約情報及び本サービスを利用するために当社に提供した利用者の情報（以下「利用者情報」といい、個人情報を含みます）を、当社が利用者に対して本サービス等を提供するために必要な範囲内で、D&Bに提供することについて了承するものとします。
2. 利用者は、利用者情報に含まれる個人情報について、当社らに提供するために必要な個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます）上の措置を、自己の責任と負担により講じるものとします。

第10条（アクセスコードの付与等）

1. 当社は、利用者に対し、本サービスを利用するために必要なアクセスコードを、利用契約で定める数を上限として付与します。
2. 利用者は、1つのアクセスコードにつき1名の利用者の役員又は職員に限りアクセスコードを使用させることができます（以下、アクセスコードを使用させる個々の利用者の役員又は職員を「担当者」といいます）。
3. 利用者は、担当者に対し、アクセスコードを使用して担当者自ら本サービスで使用するID及びパスワードを設定させるものとします。
4. 利用者は、担当者以外の役員及び職員（他の担当者を含みます）にIDを使用させてはなりません。ただし、担当者の異動・退職等により引継ぎを行う場合は、そのために必要な最小限の範囲内で、30日間を上限として前任と後任の

担当者が同一のIDを使用することができます。

5. 前各項で規定するほか、別記「オンラインサービス規定」第3条の定めは、アクセスコードの取扱いに準用します。

第11条（本データの提供）

1. 本データの提供手段及び提供形式は、利用契約若しくは説明書等の付属資料で記載若しくは記録又は本サービスのウェブサイトに表示します。
2. 本データの提供時期は、次に掲げる通りとします。
 - (1) 当社らが本サービスで提供するために送信可能化した本データは、利用者の求めに応じて自動的に送信されます。
 - (2) 前号で規定する以外の本データは、本サービスのウェブサイトに表示時期を表示します。
3. 本データの提供は、前項第1号の場合は利用者の求めに応じた自動的な送信、また、第2号の場合は当社が利用者による利用が可能な状態に置いた時をもって完了とします。

第12条（利用期間）

1. 利用者は、本サービス等を、利用開始通知書等に記載又は記録された利用開始日（ただし、利用開始日の記載又は記録がない場合は利用契約の成立日）から1年間（以下、この期間を「利用期間」といいます）利用することができます。
2. 前項の規定は、当社による利用契約又は本約款の規定に基づく利用契約の解除又は解約等を制限するものではありません。ただし、当社が本サービスの利用期間内に利用契約を解除又は解約等する場合で第19条ただし書きに該当するときは、同条の規定に基づき利用料金の返金等を行います。
3. 利用者は、利用契約が解除又は解約等となった場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず本サービス等を利用することができません。

第13条（オンラインサービス規定の適用）

1. 本サービスの利用条件は、本則（本約款の別記を除いた部分）をいいます。のほか、別記「オンラインサービス規定」の定めによるものとします。
2. 本サービスでは別記「オンラインサービス規定」第5条で定める禁止事項に加えて、利用者は、ボット、スパイダーその他コンピュータプログラムを使用しての自動的なデータの検索及び抽出等をしてはなりません。

第14条（D&B Hoovers データライセンス規定の適用）

本データの利用条件は、本則のほか、別記「D&B Hoovers オンラインサービスデータライセンス規定」の定めによるものとします。

第15条（その他の利用方法）

利用者は、本サービス等を利用するにあたっては、利用規約に従うものとします。なお、利用規約と本約款の本則又は別記の規定が矛盾抵触する場合には、本則又は別記の規定を優先して適用します。

<http://www.hoovers.com/terms-conditions.html>

<http://www.dnb.com/utility-pages/terms-of-use.html>

第4章 利用料金等

第16条（利用料金等）

1. 利用者は、当社に対し、本サービス等の提供及び利用許諾を受けることの対価（以下「利用料金」といいます）とし

て、利用契約で定める金額を支払うものとします。

2. 利用料金は、利用契約の対象となる本サービス等の種類によって、定額制利用料金（本サービス等の提供及び利用許諾に関して契約成立時等に又は月・年などを単位として定期的に支払う利用料金をいいます）及び従量制利用料金（本データの提供を受けた件数等に応じて支払う利用料金をいいます）のいずれか一方又は両方が利用契約の定めに従って適用されます。なお、従量制利用料金は、利用者が本サービスのウェブサイトに表示される本データの取得ボタンをクリックしたときに生じます。
3. 利用料金には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）を含みません。利用者は、当社に対し、利用料金に消費税等相当額を加算して支払うものとします。

第17条（支払方法等）

1. 支払方法は、当社が指定する銀行口座への振込みとします。なお、振込手数料は、利用者の負担とします。
2. 当社は、利用者に対し、毎月1日から末日までに支払額が確定した利用料金について、確定後速やかに請求書を発行することにより、当該利用料金の請求をします。
3. 支払期限は、請求書受領日の翌月末日（ただし、支払期限の日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の営業日まで）とします。

第18条（利用相当損害金）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該利用者に対し、利用相当損害金（本データを正当な権利なく利用したことに対する割増利用料金の性質を有する金銭をいいます。以下同じ）を請求することができるものとします。
 - (1) 第28条第1項で規定する消去廃棄期間を超えて本データの全部又は一部を保有しているとき（利用の有無は問いません）又は消去廃棄期間内に本データを利用したとき。
 - (2) 本データの全部又は一部を第三者に開示等したとき又は第三者が利用可能な状態に置いたとき。
2. 利用相当損害金の額は、次に掲げる通りとします。なお、「利用契約で定める利用料金」とは、定額制利用料金の全額及び利用相当損害金の金額確定時までに利用者が当社に支払った又は支払うべき従量制利用料金の総額の合算額をいい、次条で定める返金額等の計算及び第30条で定める違約金の計算もこれに準じるものとします。
 - (1) 前項第1号の利用相当損害金は、次の計算式により算出します。なお、計算結果に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第一位を四捨五入します。
＜計算式＞
[利用相当損害金] = [利用契約で定める利用料金] × 2 × [本データライセンスを喪失した日から消去及び廃棄日までの日数 / 365]
 - (2) 前項第2号の利用相当損害金は、次の①と②を合算した額とします。
 - ① 第三者が特定できる場合は、その第三者1名につき、対象となる本データの利用料金に相当する額。なお、利用者が本データライセンスを喪失した後も、その第三者が本データを保有しているときは（利用の有無は問いません）、保有している第三者1名ごとに前号の規定により計算した額を加算します。
 - ② 上記①により特定された第三者のほか（特定された第三者が存在しない場合を含みます）、本デ

ータの全部又は一部の開示等を受けた第三者がいる可能性がある場合又は第三者が利用可能な状態に置いた場合（例えば、本データを公開した場合や送信可能化した場合など）は、上記①により算出された額に加えて、対象となる本データの利用料金の3倍に相当する額

3. 利用相当損害金には消費税等を含みません。利用者は、当社に対し、利用相当損害金に消費税等相当額を加算して支払うものとします。
4. 利用者は、当社から利用相当損害金を請求された場合には、当社の指示に従って、これを支払わなければなりません。
5. 第1項各号に該当する行為は利用契約及び本約款に違反するものであり、前各項の規定は、当該違反行為により当社に生じた損害のうち、当社が利用相当損害金として支払いを受けた額を超える部分について、利用者の責任を免れさせるものではありません。当社は、利用者が第1項各号のいずれかに該当したことにより損害が生じた場合において、その損害の額が利用相当損害金として支払いを受けた額を超えるときは、利用者に対し、当該超過額の損害賠償請求をすることができるものとします。

第19条（利用料金の返金等）

当社は、理由の如何にかかわらず、利用者に対し、利用料金の全部若しくは一部の返金又は支払の免除をしません（利用契約の成立後、本サービス等の提供の前後を問わず、利用者の都合で解約する場合を含み、これに限りません）。ただし、本サービスの利用期間内に次の各号のいずれかに該当したときは、利用契約で定める利用料金を365で除して得た額を1日あたりの利用料金として、本サービスの利用期間のうち利用者が本サービス等を利用することができなかった日数に相当する利用料金につき、既に受領している利用料金を返金し、又は未受領の利用料金の支払いを求めないものとします。

- (1) 第26条の規定により当社の都合で利用契約を解約したとき。
- (2) 当社の責に帰すべき事由により利用者が法律の規定に基づき利用契約を解除したとき。
- (3) 第33条第2項の規定により当社が利用契約を解約したとき。

第5章 事件・事故への対応等

第20条（本サービス等の利用停止等）

1. 当社は、利用者による本サービス等の利用が利用契約又は本約款に違反している疑いがある場合には、その疑義を利用者に示した上で、当該疑義が解消されるまでの間、利用者に対する本サービス等の提供及び利用者による本サービス等の利用を停止することができるものとします。
2. 当社は、利用者の信用状態により、本データの提供を制限することができるものとします。
3. 当社は、情報主体からの要請等により必要がある場合には、利用者に対し、本データの交換、内容の修正又は一部の消去を求めることができるものとします。この場合、利用者は、直ちに本データの交換、内容の修正又は一部の消去をしなければなりません。
4. 当社は、前各項の規定により利用者に対する本サービス等の提供若しくは利用者による本サービス等の利用を停止し、本データの提供を制限し、又は本データの交換、内容の修正若しくは一部の消去を求めたことで利用者に損害が生じても、利用者に対し、一切の責任を負いません。

第 21 条 (利用状況の確認)

1. 当社は、利用者による本サービス等の利用が利用契約又は本約款に違反している又はその疑いがある場合には、相当な事前の通知をすることにより、利用者の営業時間内に、利用者が本サービス等を利用している場所に立ち入り、利用者の責任者の立会いの下で本サービス等の利用状況を確認することができるものとします。
2. 当社は、利用者の本約款の遵守を確認するために、IP 認証又は保護された PDF デジタル権利管理を展開する権利を含む、利用者の申込書に設定されているサービスのデジタル著作権管理権利を留保します。そのような利用状況の管理には、同一のアカウントに対し複数の IP アドレスからアクセスされているかどうかを判断すること、過度の使用やユーザーに通知することなどが含まれます。
3. 利用者は、当社らによる前二項で規定される利用状況の確認に協力しなければならないものとします。

第 22 条 (権利侵害への対応等)

1. 利用者は、次に掲げる場合には、当社に対し、その旨を直ちに連絡するものとします。
 - (1) 本サービス等の利用に関して利用契約又は本約款に違反していることが判明した場合
 - (2) 第三者が本サービス等にかかわる著作権等を侵害する行為又はそのおそれのある行為をしていることを発見した場合
 - (3) 第三者から本サービス等に関して著作権等の侵害等の主張がされた場合
2. 利用者は、前項各号のいずれかに該当した場合には、次に掲げる対応をしなければなりません。
 - (1) 前項第 1 号に該当した場合は、当社の損害を最小限にとめるために必要となる措置を、自己の責任と負担により講じること。また、当社の指示があるときには、それに従うこと。
 - (2) 前項第 2 号に該当した場合は、その第三者に対する当社の権利行使に可能な限りの協力をする。
 - (3) 前項第 3 号に該当した場合は、当社に対する情報提供など当該紛争の解決に必要な最大限の協力をする。

第 6 章 契約期間・解約・契約解除等

第 23 条 (利用期間満了による契約終了)

利用契約は、利用期間の末日の満了をもって終了するものとします。

第 24 条 (契約更新)

利用者は、利用契約の更新を希望する場合には、当社に対し、利用期間満了日の 10 営業日（当社の営業日である土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定める休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 4 日を除いた日をいいます）前までに、更新の申込みをするものとします。

第 25 条 (利用者による解約)

利用者は、当社に対し、書面をもって通知することにより、自己の都合で利用契約を解約することができるものとします。

第 26 条 (当社による解約)

1. 当社は、利用者に対し、書面をもって通知することにより、自己の都合で利用契約を解約することができるものとしま

す。

2. 当社は、前項の規定により利用契約を解約したことで利用者に損害が生じて、利用者に対し、一切の責任を負いません。ただし、第 19 条の規定に基づく利用料金の返金等は除きます。

第 27 条 (利用契約の解除)

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、事前に何ら通知又は催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 支払の停止（1 回のみの手形又は小切手の不渡りを含みます）があったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立て又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (3) 支払猶予の申出（利用契約及び本約款に基づく支払に限りません）、その他支払が困難と認められる事由が生じたとき。
 - (4) 監督官庁から営業停止処分、営業許可の取消処分等を受けたとき。
 - (5) 事業を停止し、相当な期間内の再開が見込めないとき。
 - (6) 合併によらないで解散の決議をしたとき。
 - (7) 申込書又はこれに代わる電磁的記録等の記載又は記録事項に虚偽の記載又は記録がされていたとき。
 - (8) 利用契約若しくは本約款に違反したとき又はそのおそれがあるときで相当な期間を設けて改善を求めても是正されないとき若しくは是正される見込みがないとき。
 - (9) 当社若しくは当社の関係者の名誉、信用を失墜させたとき又は当社若しくは当社の関係者に重大な損害若しくは危害を及ぼしたとき。
 - (10) その他前各号に類するような利用契約を継続し難い重大な事由が生じたとき。
2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除したことで利用者に損害が生じて、利用者に対し、その損害賠償責任を負いません。
3. 前二項の規定は、当社から利用者に対する当該契約解除に起因した損害賠償請求を制限するものではありません。

第 28 条 (利用契約終了時の措置)

1. 利用者は、利用契約が解約又は契約解除等により終了した場合には、直ちに本サービス等の利用を中止し、利用契約が終了した日から起算して 10 日以内に（以下、この期間を「消去廃棄期間」といいます）本データを消去又は廃棄するものとします。
2. 前項で規定するほか、利用者は、当社から提供された本サービス等にかかわる説明書等の資料がある場合には、消去廃棄期間内に消去又は廃棄するものとします。
3. 利用者は、当社から求められた場合には、当社に対し、前二項で規定する消去及び廃棄が適正に行われたことを証明する書面（以下「消去廃棄証明書」といいます）を、遅滞なく提出するものとします。なお、消去廃棄証明書が提出されない場合には、当社は、前二項で規定する消去及び廃棄が行われていないとみなすことができるものとします。
4. 消去及び廃棄並びに消去廃棄証明書の発行に必要な費用は、利用者が負担するものとします。

第 7 章 損害賠償請求等

第 29 条 (損害賠償)

当社は、利用者が利用契約又は本約款に違反したことにより損害を被った場合には、利用者に対し、その損害賠償請求をすることができるものとします。

第30条（違約金）

1. 当社は、利用者が本データの全部又は一部を紛失し、又は盗難に遭ったことにより当社に損害が生じた場合には、利用者に対し、違約金を請求することができるものとします。
2. 違約金の額は、利用契約で定める利用料金に相当する額とします。
3. 利用者は、第1項の規定に該当したことにより当社から違約金を請求された場合には、当社の指示に従って、これを支払わなければなりません。
4. 前各項の規定は、利用者が本データの全部又は一部を紛失し、又は盗難に遭ったことにより当社に生じた損害のうち、当社が違約金として支払いを受けた額を超える部分について、利用者の責任を免れさせるものではありません。当社は、利用者が本データの全部又は一部を紛失し、又は盗難に遭ったことにより損害が生じた場合において、その損害の額が違約金として支払いを受けた額を超えるときは、利用者に対し、当該超過額の損害賠償請求をすることができるものとします。

第31条（遅延損害金）

当社は、利用契約及び本約款に基づく利用者の当社に対する金銭の支払いが所定の期限よりも遅延した場合には、利用者に対し、日歩4銭の遅延損害金を請求することができるものとします。

第32条（免責）

1. 当社は、本サービス等の利用により利用者又は第三者に損害が生じた場合でも、利用者に対し、損害賠償責任、契約不適合責任その他一切の責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失に起因するときは除きます。
2. 当社は、前項ただし書きの規定による責任を、利用者が当社に対し、本サービス等の提供日から1年を経過する日までに損害等が発生したことを通知した場合に限り負うものとします。また、当社が負担する損害賠償額の上限は、債務不履行、不法行為その他請求原因及び請求個数にかかわらず、当該通知日の前1年以内に当社が受領した当該損害等にかかわる利用契約の利用料金に相当する額とします。
3. 当社は、本データの交換その他これに類する利用者の求めには応じません。ただし、当社の責に帰すべき事由がある場合は除きます。
4. D&B及び原権利者は、利用者に対し、本サービス等に関する一切の責任を負いません。

第8章 一般条項

第33条（不可抗力）

1. 当社は、本サービスの利用期間内（利用開始前を含みます）に天災地変、火災、爆発、停電、通信網の遮断、輸送機関の事故、戦争、内乱、騒乱、暴動、労働争議、核燃料物質による事故、伝染病の蔓延、公権力による処分・命令、法令の制定・改廃その他の不可抗力（以下「不可抗力」といいます）が生じた場合には、本サービスの利用開始日の延期、利用の中断、利用条件の変更、利用の中止又はその他の必要な措置を講じることができるものとします。これにより利用者に損害が生じても、利用者に対し、一切の責任を負いません。

2. 当社は、本データの提供前に不可抗力が生じた場合には、本データの提供の延期、提供若しくは利用条件の変更、利用契約の解約又はその他の必要な措置を講じることができるものとします。これにより利用者に損害が生じても、利用者に対し、一切の責任を負いません。ただし、第19条の規定に基づく利用料金の返金等を除きます。
3. 利用者は、本データの提供後に行われる法令の制定・改廃等に伴い、当社が本データの利用許諾に関して適法性を確保するための措置を講じる必要がある場合には、当該措置に従うものとし、これにより利用者に損害が生じても、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。
4. 本データの提供後に生じる不可抗力によって利用者が本データを利用することができなくなった場合には、その危険負担は利用者が負うものとします。

第34条（期限の利益の喪失）

利用者は、第27条第1項各号のいずれかに該当した場合には、利用契約が解除されるか否かにかかわらず、当社に対する全ての金銭債務について期限の利益を喪失し、直ちに支払わなければならないものとします。

第35条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自己又はその役員・顧問・相談役・執行役員等の役員に類する者若しくは経営を実質的に支配する者（以下「役員等」といいます）が暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに類する者（以下「反社会的勢力」といいます）でないことを、当社に対して表明し、確約するものとします。
2. 利用者は、自己又はその役員等が反社会的勢力を利用したり資金を提供又は便宜を供与したりするなど、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係又はその他の密接な関係を有しないことを、当社に対して表明し、確約するものとします。
3. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為をしないことを、当社に対して確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に類する行為
4. 利用者は、自己の使用人及び取引先が反社会的勢力でないことを確認するように努めるものとし、万が一、反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに契約解除等の適切な措置を講じることがを、当社に対して確約するものとします。

第36条（権利義務の譲渡）

1. 利用者は、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を、当社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供するなど処分してはならないものとします。
2. 当社は、利用契約にかかわる事業を譲渡する場合には、利用者に通知することにより、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受会社に譲渡することができるものとし、利用者は、これを異議なく承諾するものとします。

第 37 条（余効効）

本約款の各条項で個別に当該条項が利用契約の終了後も有効に存続すると規定している場合のほか、その他の各条項の性質上、利用契約の終了後においても当然に効力を有すると解すべきもの（例えば、第 18 条（利用相当損害金）、第 29 条（損害賠償）、第 32 条（免責）などをいい、これらに限りません）は、利用契約の終了後においても引き続き有効に存続するものとします。

第 38 条（準拠法）

利用契約及び本約款は、日本国法を準拠法とし、日本国法

に従って解釈されるものとします。

第 39 条（合意管轄）

利用契約及び本約款と関連して当社と利用者の間で紛争（裁判所の調停手続を含みます）が生じた場合には、利用者が第 4 条で規定する利用契約の申込みをした当社の本社、支社又は支店の所在地を管轄する高等裁判所所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

（別記）

ver.1.0

オンラインサービス規定

第 1 条（本サービスを利用することができる者の範囲）

1. 本サービスを利用することができる者の範囲は、次に掲げる通りとします。
 - (1) 利用者が法人の場合
利用者自身（法人格を基準にした 1 法人）に限り利用することができます。
 - (2) 利用者が法人格のない団体の場合
法人の場合に準じるものとします。
 - (3) 利用者が個人の場合
利用者本人に限り利用することができます。
2. 利用者が法人又は団体の場合は、利用者の役員及び職員のうち必要最小限の者に限り、利用者のために本サービスを取扱わせることができます。ただし、利用者は、役員又は職員の行為であることを理由として、当社に対する責任を免れることはできないものとします。

第 2 条（性質及び非保証）

1. 本サービスは、当社が利用者に対し、現状有姿の内容及び機能で提供するものであり、その仕様又は性能に関して保証するものではありません。
2. 本サービスは、当社が利用者に対し、バグ、中断又はエラーなく利用できること、また、本サービスの安定提供、サービスレベル及びパフォーマンスに関して保証するものではありません。
3. 本サービスに利用者がデータを登録する機能がある場合、当該機能にはデータの消失及び流出リスクが想定されます。利用者は、本サービスでのデータの保存を自らの判断と責任で行うものとします。

第 3 条（ID 及びパスワードの使用及び管理）

1. 利用者は、本サービスを利用するための ID 及びパスワードがある場合には、その使用及び管理に一切の責任を負うものとします。
2. 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにパスワードを変更するものとします。
 - (1) 当社から仮パスワードを発行されたとき。
 - (2) 当社から求められたとき。
3. 利用者は、ID 又はパスワードの失念、紛失又は流出等（以下「紛失等」といいます）をした場合には、直ちに当社に申し出をし、当社の指示に従うものとします。
4. 当社は、利用者に対して発行した ID によりなされた行為

（紛失等の最中になされた行為を含みます）については、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、利用者によりなされたものとみなします。

第 4 条（利用の制限）

本サービスは、利用者によるデータ等の検索又は取得を無制限に認めるものではありません。当社は、利用者によるデータ等の検索又は取得の件数に上限を設定することができるものとします。

第 5 条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 第三者に利用させること。
- (2) 日本国外で利用すること。
- (3) 本サービスの全部又は一部を改変すること。
- (4) 第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、当社から ID を使用する者として利用者の特定の役員又は職員が指定されている場合において、当社から指定された以外の役員又は職員に当該 ID を使用させること。
- (5) 当社のコンピュータに対し、短時間に大量の情報を送信したり、有害なプログラムを含むデータを送信したりするなど、当社による本サービスの運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為をすること。ただし、当社がバッチ処理の機能を提供している場合における当該機能の使用は除きます。
- (6) 利用者が必要な課金対象の情報を特定するために行った検索の結果である課金対象外の情報（情報取得候補として、通常、課金対象とはされず、かつ、見積書や価格表にも記載されない会社名や住所などの情報をいいます）を、コンピュータやその他の媒体に保管したり顧客データの整備などに再利用したりすること。
- (7) 本サービスを利用者の事業外の目的で利用すること。また、事業の目的での利用でも第三者から受託した業務のため（例えば、第三者から受託したテレコール業務の架電先リストとして利用するなど）に利用すること。
- (8) 本サービスを法令に違反する目的、公序良俗に反する目的又は第三者の権利を不当に侵害する目的で利用すること。
- (9) 前各項で規定するほか、本サービスの利用により当社

の営業行為に悪影響を与え又は損害を生じさせること。

第6条（必要な設備機器等）

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要な当社が求める基準を満たすハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等を、自己の責任と負担により用意するものとします。
2. 当社は、前項の基準を随時変更することができるものとします。なお、利用者は、変更後の基準を満たすために必要なハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、その他一切の設備機器等を、自己の責任と負担により用意するものとします。
3. 利用者は、本サービスを利用するにあたり必要なコンピュータウィルス対策、不正アクセス対策その他一切のコンピュータセキュリティ対策を、自己の責任と負担により行うものとします。
4. 利用者は、本サービスを利用するために必要なソフトウェアのインストール作業、設定作業その他これらに類する一切の作業を、自己の責任と負担により行うものとします。
5. 利用者は、本サービスを利用するための通信費、プロバイダ費用等を負担するものとします。

第7条（作業等の委託）

利用者は、本サービスを利用するために必要な作業を第三者に委託する場合には、事前に当社の書面による承諾を得なければなりません。

第8条（本サービスの一時的な中断等）

1. 当社は、本サービスで用いるコンピュータの保守作業等のため、定期的又は緊急に本サービスの一時的な中断をすることができるものとします。

2. 当社は、コンピュータの負荷状況等により、利用者等による本サービスへの接続の一時的な停止又は利用回数、利用時間帯若しくは利用可能なデータ転送量等の制限をすることができるものとします。
3. 当社は、本サービスの一時的な中断又は接続の制限により利用者に損害が生じて、利用者に対し、一切の責任を負いません。

第9条（本サービスの変更）

1. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、いつでも本サービスの内容の変更をすることができるものとします。
2. 当社は、本サービスの内容を変更したことにより利用者に損害が生じて、利用者に対し、一切の責任を負いません。

第10条（本サービスの廃止）

1. 当社は、当社のウェブサイトで公表又は利用者に通知することにより、本サービスを廃止すること（本サービスの全ての利用者に対して本サービスの提供を終了することをいいます）ができるものとします。
2. 当社は、本サービスを廃止したことで利用者に損害が生じて、利用者に対し、一切の責任を負いません。

第11条（利用者に関する事項の変更）

1. 利用者は、本サービスの利用期間中に申込書に記載した名称又は氏名、住所、電話番号等の身上事項に変更が生じた場合その他当社の求めにより通知した事項に変更が生じた場合には、当社に対し、速やかに当社の定める方法で変更の通知をしなければなりません。
2. 前項の規定による通知がなかったことで利用者に損害が生じて、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。

以上

（別記）

D&B Hoovers データライセンス規定

第1条（本データを利用することができる者の範囲）

1. 本データを利用することができる者の範囲は、次に掲げる通りとします。
 - (1) 利用者が法人の場合
利用者自身（法人格を基準にした1法人）に限り利用することができます。
 - (2) 利用者が法人格のない団体の場合
法人の場合に準じるものとします。
 - (3) 利用者が個人の場合
利用者本人に限り利用することができます。
2. 利用者が法人又は団体の場合は、利用者の役員及び職員のうち必要最小限の者に限り、利用者のために本データを取扱わせることができます。ただし、利用者は、役員又は職員の行為であることを理由として、当社に対する責任を免れることはできないものとします。

第2条（性質及び非保証）

本データは、当社のデータベース（当社が許諾を受けて利用する第三者のデータベースを含みます）を構成する情報を現状有姿のままで提供するものであり、当社は、利用者

に対し、次条第1項の表明を除き、本データに関して、正確性、完全性、最新性、有用性、適時性、安全性、利用者の特定目的との適合性を有することなど何らかの保証をするものではありません。

第3条（コンタクト情報）

1. 当社は、利用者に対し、コンタクト情報が法令に従って収集されたことを表明します。
2. 当社は、利用者に対し、利用者によるコンタクト情報の利用が法令の要件を満たしていることを保証しません。
3. コンタクト情報は、情報主体から直接取得されたものではなく、情報主体は、マーケティング目的のために情報が提供されることに対して、オプトインや明示的な同意をしていません。
4. 利用者は、コンタクト情報を、利用者自身のマーケティング及び販売促進の目的に限り利用することができるものとします。

第4条（複製等の制限）

1. 利用者は、本データの複製等を、次に掲げる範囲内で、かつ、利用者が利用するために必要最小限の範囲内に限りすることができます。ただし、情報を集約する目的で本データの複製等を行うことはできません。
 - (1) 本サービスのウェブサイトにおいて当社が送信可能化した本データの利用者の求めに応じた自動的な送信を受けること。
 - (2) 本サービスのウェブサイトにて本データのダウンロード、エクスポート等の機能がある場合は、当該機能を用いること。
 - (3) 前号の規定によりダウンロード、エクスポート等をした本データを、次に掲げる範囲内で複製等を行うこと。
 - ① 複製（電磁的記録によるものを含みます。以下同じ）すること。
 - ② 翻訳すること。
 - ③ 利用者が作成する書類・資料等に転載すること。
 - ④ 本データを基にした統計資料を作成すること。
2. 送信を受けた本データ並びに本データを複製（ダウンロード・エクスポートを含みます）したもの、翻訳したもの、転載した部分及び本データを基にした統計資料（以下「複製物等」といい、電磁的記録によるものを含みます）の利用条件は、原本である本データと同一とし、利用者は、原本において禁止又は制限されている行為を、複製物等においてもしてはなりません。
3. 利用者は、複製物等に関して、本データの利用権の範囲を超えて、一切の権利主張をしてはなりません。また、利用者の役員及び職員に対し、一切の権利主張をさせてはなりません。
4. 前項の規定は、利用契約の終了後においても有効に存続するものとします。

第5条（宛先情報としての利用）

本データの一部は、事前に当社の承諾を得ることにより、送付物の宛先情報として利用することができる場合があります。

第6条（禁止事項）

1. 利用者は、本データを利用するにあたり、次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) 前条で規定する宛先情報としての利用を除き、本データを第三者（情報主体は除きます。次号及び第3号も同じ）に開示若しくは提供（以下「開示等」といいます）又は漏えいすること。なお、次に掲げる事例は、禁止される行為に含まれますが、これらに限りません。
 - ① 訴訟や許認可申請等の法的手続で用いること。
 - ② 株式上場手続、適時開示情報、有価証券報告書等で用いること。
 - ③ 親会社、子会社その他の関連会社を開示等すること。
 - (2) 本データの内容を口頭で第三者に告げるなど間接的に開示又は漏えいすること。
 - (3) 本データが当社から提供されたという事実を第三者（前条で規定する宛先情報の情報主体を含み、これに限りません）に開示又は漏えいすること。
 - (4) 第3条の規定により許諾された範囲を超えて本データの複製等を行うこと。
 - (5) 本データを利用者の事業外の目的で利用すること。また、事業の目的での利用でも第三者から受託した業務のため（例えば、第三者から受託したテレコール業務の架電先リストとして利用するなど）に利用すること。

- (6) 本データを第三者に開示等する文書、資料又は他のデータベース等のため（例えば、正確性を確保するための補強資料として照合するなど）に利用すること。
 - (7) 本データを日本国外に持ち出すこと。また、日本国内にある本データに電気通信回線等を用いて日本国外からアクセスすること。
 - (8) 本データを法令に違反する目的、公序良俗に反する目的又は第三者の権利を不当に侵害する目的で利用すること。
 - (9) 前各号で規定するほか、利用者が本データを利用することにより当社の営業行為に悪影響を与え又は損害を生じさせること。
2. 前項の規定は、利用契約の終了後においても有効に存続するものとします。

第7条（企業識別コードの利用）

1. 利用者は、企業識別コード（「TSR 企業コード」及び「D-U-N-S® Number」をいいます）を、前条で規定する禁止事項に加えて法人を特定する目的以外で利用してはなりません。
2. 利用者は、企業識別コードの複製等を行う場合には、第3条で規定する範囲内で行い、かつ、複製物等に次に掲げる事項を明示しなければなりません。
 - (1) 企業識別コードであること
 - (2) 当社から提供を受けた商品が出所であること。
 - (3) 「D-U-N-S® Number」については、Dun & Bradstreet International, Ltd の商標であること。
3. 企業識別コードは、本データに含まれるもので財産的価値を有する情報であり、利用者は、本データを利用する権利の範囲を超えて、これを利用してはなりません。

第8条（安全管理措置）

利用者は、本データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の本データの安全管理のために必要かつ適切な措置を自己の責任と負担により講じなければなりません。

第9条（個人情報の保護）

利用者は、本データに含まれる個人情報を取扱うにあたっては、個人情報保護法を遵守しなければなりません。なお、利用者が個人情報保護法第2条第5項で定義される個人情報取扱事業者に該当しない場合でも、個人情報取扱事業者準じて個人情報保護法で定める個人情報の取扱いをしなければなりません。

第10条（プライバシー原則の遵守）

1. EU から移転される個人データ（ヨーロッパのデータ保護法での定義によります。以下、本条において同じ）は、利用者の要望により D&B Hoovers のサービスの一環として提供するものであり、その範囲内で本条が適用されるものとします。
2. 利用者は、プライバシー原則を遵守しなければなりません。
3. 利用者は、プライバシー原則を満たせないと判断した場合には、直ちに個人データの利用を停止し、当社に対して速やかに通知しなければなりません。
4. 利用者は、プライバシー原則を満たさない場合には、満たすことができるまでの間、個人データを利用することができません。

第11条（必要な設備機器等）

1. 利用者は、本データを利用するために必要な当社が求める

基準を満たすハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等を、自己の責任と負担により用意するものとします。

2. 利用者は、本データを利用するにあたり必要なコンピュータウィルス対策、不正アクセス対策その他一切のコンピュータセキュリティ対策を、自己の責任と負担により行うものとします。
3. 利用者は、本データを利用するために必要なソフトウェアのインストール作業、設定作業その他これらに類する一切の作業を、自己の責任と負担により行うものとします。

第 12 条（作業等の委託）

利用者は、本データの複製等、保管又はその他の作業等を

第三者に委託する場合には、事前に当社の書面による承諾を得なければなりません。

第 13 条（消去・廃棄）

1. 利用者は、本データを利用する必要がなくなった場合には、これを消去又は廃棄しなければなりません。
2. 利用者は、本データが記載された書面及び本データを利用したコンピュータのハードディスク等を廃棄する場合には、自己の責任と負担により、これを細断、溶解若しくは自家焼却又はデータ消去ソフトの使用など再利用できない状態にして排出しなければなりません。

以上

<以下余白>